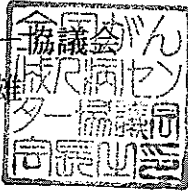


厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

全国がん（成人病）センター
会 長 廣 橋 説 雄



がん登録の推進に関する提言

がんは、「国民病」と呼んでも過言ではなく、国及び地方公共団体や国民及び医療従事者などの関係者等は、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととしている。

その実現のためには、国が、国民や医療従事者などの関係者に対して、がん対策及びその評価に関して、科学的根拠に基づき、分かりやすく情報提供することが不可欠である。なかでも、がんの種類、進行度等に応じた治療成績（5年生存率）を正確に収集・分析・公表することは、最も基本的かつ重要な情報の一つである。そのためには精度が高く内容の充実したがん登録が広く実施されることが必要であり、がん登録の推進は「がん対策推進基本計画」にも明記されている。

当協議会においては、加盟施設の院内がん登録の実績を踏まえて生存率協同調査を実施し、その結果を公表している。この取組は今後とも重要なものと認識しているが、更なる推進を図るためには、当協議会及び加盟施設の個別の努力には限界がある。

そこで、当協議会が一体となって、それぞれの加盟施設による働きかけが必要との観点から、当協議会の全会一致により、下記の提言を行うこととしたものである。

国においては、がんの生存率調査及びがん登録を一層推進することにより、国民及び医療従事者などの関係者に広く情報を提供し、国と国民等が一体となってがんに対策に取り組むことができるよう、以下の対策を講じられたい。

記

1. がん医療の向上のためには、がん登録が必要であるとの国民の認識を深めてもらうことができるよう、がん登録の意義や仕組みについて十分に周知を図ること。
2. 個人情報保護法及び統計法との整合性を図った上で、がん登録の実施についてがん対策基本法に位置づけること。
3. 現在、研究等で行われているがん登録の取組について、法に基づく全国的かつ継続的な事業とするとともに、精度の一層の向上を図るための措置を講ずること。具体的には、がん登録を実施する各医療機関および登録情報を収集・分析する機関等に対して十分な人員配置および予算上の措置を講ずること。
4. 最新の治療技術を反映した生存率を算定するために、毎年の生存確認調査が可能な体制の確立に努めること。

(以上)